

国の留保からの配分等について

令和 7 年 6 月
水 産 庁

1 現行制度の概要

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）及び鯨類を除く。）の漁獲可能量及びその配分の変更のうち、以下に該当するものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、各管理年度の開始前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できることとされている。

- （１）まあじ、まいわし各資源、まさば及びごまさば各資源、するめいか並びにさんま

資源管理基本方針別紙２に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更

- （２）まあじ、まいわし対馬暖流系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域並びにさんま

資源管理基本方針別紙２に基づき、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更

- （３）融通が行われ得る特定水産資源

特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和２年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 4 年 12 月 26 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間、するめいかにあつてはこれらに加え、大臣管理区分間で行う、融通に伴う数量の変更

- （４）まさば及びごまさば太平洋系群並びにまいわし太平洋系群

資源管理基本方針別紙２に基づき、大中型まき網漁業に係る漁獲割当管理区分の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れ及び国の留保からの大中型まき網漁業に係る総量管理区分への追加配分に伴う数量の変更

- （５）さんま

資源管理基本方針別紙２に基づき、北太平洋さんま漁業に係る総量管理区分の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分の北太平洋さんま漁業に係る漁獲割当管理区分への追加配分に伴う数量の変更

(6) すけとうだら太平洋系群

資源管理基本方針別紙2に基づき、資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生したと見なす要件に合致した場合に行う、1万トンの漁獲可能量の追加等（いわゆる「大量来遊ルール」）に伴う数量の変更

(7) すけとうだら日本海北部系群

資源管理基本方針別紙2に基づき、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分を、当該管理年度の当初の漁獲可能量の合計の5%を上限に翌管理年度に繰り越すこととし、数量明示区分毎の未利用分の数量の比率を用いて各数量明示区分に比例配分することに伴う数量の変更

2 数量変更の内容

前回報告を行った第137回資源管理分科会（令和7年5月2日開催）以降、上記1に該当する数量の変更を行ったので報告する。

1 (1) に該当

まいわし太平洋系群（令和7年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和7年5月16日	留保からの追加配分	宮城県	32,600 トン	41,600 トン	9,000 トン
		国の留保	95,500 トン	86,500 トン	-9,000 トン
令和7年5月26日	留保からの追加配分	宮城県	41,600 トン	49,600 トン	8,000 トン
		国の留保	86,500 トン	78,500 トン	-8,000 トン

1 (3) に該当

まあじ（令和7年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和7年5月22日	融通	島根県	115,900 トン	95,900 トン	-20,000 トン
		長崎県	50,000 トン	70,000 トン	20,000 トン

（以 上）